

平成21年5月11日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（業務担当）

補償課長補佐（医療福祉担当）

職業病認定対策室長補佐

新型インフルエンザに係る労災補償業務における留意点について

既に新聞等により報道されているとおり、今般、メキシコ等において、新型インフルエンザが発生し、アメリカ合衆国を經由し帰国した者について、入国前に新型インフルエンザに罹患した患者が確認されたところである。これに伴い、今後、海外出張中に被災する等により、新型インフルエンザに係る労災保険給付の請求がなされることが予想されることから、各局において新型インフルエンザに係る労災保険給付の請求や相談があった場合には、下記に留意のうえ対応されるようお願いする。

記

1 相談、問い合わせの対応について

海外出張中に被災する等、新型インフルエンザに罹患したとして労災請求に関する相談又は問い合わせがあった場合には、以下により適切に説明すること。

(1) 国内の場合

ア 医療従事者

医師、看護師等が患者の診断若しくは看護の業務等により、新型インフルエンザに感染し発症した場合には、原則として労働基準法施行規則別表第1の2第6号1に基づき保険給付の対象となること。

イ 医療従事者以外の労働者

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労働基準法

施行規則別表第1の2第6号5に基づき保険給付の対象となること。

## (2) 国外の場合

### ア 海外出張労働者

海外出張労働者については、「海外における業務による感染症の取扱いについて」（昭和63年2月1日付け基発57号）中の考え方に基づき対応すること。なお、海外出張労働者の出張先国が多数の新型インフルエンザの発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを個々の事案に即して判断することとなることに留意し、適切に対応すること。

### イ 海外派遣特別加入労働者

国内労働者に準じて判断することとなる。したがって、上記(1)に準じて説明すること。

## 2 労災保険給付の請求について

新型インフルエンザに係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、直ちに補504により本省補償課業務係に報告するとともに、当該請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、事前に本省補償課職業病認定対策室に協議すること。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）において、国内で感染していることが確認された場合、入院治療を受けるべきことが規定されていること、現時点において明確には医科点数表に「新型インフルエンザ」に関する点数が規定されていないこと等から、上記請求のうち療養（補償）給付に係る請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、事前に本省補償課医療福祉班にも協議すること。